

# 兵庫県公報

平成25年10月1日 火曜日 第2531号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 平成13年兵庫県告示第548号の8（土石採取等遵守基準）の一部改正（自然環境課）	4
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	4
○ 公有水面の埋立免許の変更許可（港湾課）	5
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	11
○ 広域景観の形成が特に必要な区域（同）	11
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく 知事が指定する区域等）の一部改正（同）	12
○ 平成19年兵庫県告示第988号の2（空地利用等景観基準）の一部改正（同）	15
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	15
○ 同 上（同）	15
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告（県立がんセンター）	15
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	18

## 告 示

### 兵庫県告示第1184号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成25年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
本山坂井瑠実クリニック	医療法人社団 坂井瑠実クリニック 理事長 坂井 瑠実	神戸市東灘区本山南町8丁目6番26号 東神戸センタービル11階	平成25年8月1日
日本調剤 六甲アイランド薬局	日本調剤株式会社 代表取締役 三津原 博	同 市同 区向洋町中2丁目13 シェラ トンスクエア2階	同 年9月1日
しろ内科クリニック	城 洋志彦	同 市中央区旭通4丁目1-4 シティ タワープラザ3F	同 年8月1日
こもれば薬局	こもれば薬局合同会社 代表社員 植芝 亮太	同 市同 区旭通4丁目1-2-2-104	同
フロンティア薬局 野崎通店	株式会社 フロンティア 代表取締役 重森 裕之	同 市同 区野崎通3-3-32	平成25年9月1日
公益社団法人 兵庫県看護協会 神戸訪問看護ステーション	公益社団法人 兵庫県看護協会 会長 中野 則子	同 市同 区下山手通5丁目6番24号	平成24年4月1日
すずらん薬局 神戸店	株式会社 クカメディカル 代表取締役 宗本 美嘉子	同 市兵庫区駅前通5-3-20 K・F ビル1F	平成25年8月1日

フロンティア薬局 兵庫駅前店	株式会社 フロンティア 代表取締役 重森 裕之	同 市同 区駅南通1—2—24	同 年9月1日
フロンティア薬局 西鈴蘭台店	同 上	同 市北区鈴蘭台西町2—21—2	同
フロンティア薬局 長田店	同 上	同 市長田区大塚町6丁目1番14号	同
医療法人社団 藍蒼会 しもかどクリニック	医療法人社団 藍蒼会 理事長 下門 清志	同 市垂水区平磯4丁目3—21	平成25年7月2日
医療法人社団 藍蒼会 しもかど腎透析クリニック	同 上	同 市同 区上高丸1丁目8—16 春美ビル3階、4階	同 年8月1日
しょうせい薬局 多聞台店	有限会社 尚生薬局 代表取締役 勢力 吉廣	同 市同 区多聞台4丁目14—10 健康増進施設ボンサンテ1階	同
フロンティア薬局 舞子店	株式会社 フロンティア 代表取締役 重森 裕之	同 市同 区舞子台2—9—10—1 F	平成25年9月1日
リエゾン薬局	株式会社 リエゾン 代表取締役 大下 学	同 市同 区馬場通8番13号 パールビュール馬場通1階	同
医療法人社団 岸皮膚科	医療法人社団 岸皮膚科 理事長 岸 達郎	同 市西区学園西町一丁目1番地2	平成25年8月1日
つじクリニック	辻 福正	同 市同区美賀多台3—11—8	同 月8日
第2にしむら眼科	医療法人社団 感謝会 理事長 西村 衛	同 市同区糞台5丁目6番1号	同 月11日
医療法人社団 奉志会 あさひクリニック	医療法人社団 奉志会 理事長 大西 奉文	姫路市飾磨区山崎台44	平成25年9月1日
フロンティア薬局 英賀保店	株式会社 フロンティア 代表取締役 重森 裕之	同 市同 区英賀春日町2丁目11番地	同
医療法人社団 今村内科 医院	医療法人社団 今村内科医院 理事長 渡辺 徹也	尼崎市西立花町2丁目1番8—107号	平成25年7月1日
公益社団法人 兵庫県看護協会 尼崎訪問看護ステーション	公益社団法人 兵庫県看護協会 会長 中野 則子	同 市南塚口町1丁目26—28 南塚口ビル本館402号	平成24年4月1日
関内科医院	医療法人社団 精秀会 理事長 関 秀夫	明石市西明石北町3丁目13番14号	同 年8月1日
医療法人社団 柊和会 明石デンタルクリニック	医療法人社団 柊和会 理事長 高山 義央	同 市山下町13番11号 米澤ビル1階	同
フロンティア薬局 茶園場町店	株式会社 フロンティア 代表取締役 重森 裕之	同 市茶園場町1番13	平成25年9月1日
高橋内科・循環器内科	高橋 英介	西宮市樋之池町12—1	同 年7月21日
整形外科たかひろクリニック	医療法人社団 高遠会 理事長 高杉 州起	同 市瓦林町20番11号	同 年8月1日
耳鼻咽喉科 足達医院	足達 治	同 市段上町6丁目19—34	同 年9月1日
さとう眼科	佐藤 英美	同 市門戸荘17—50 ハイツ宝隆202	同 月7日
ひろせ歯科医院	廣瀬 泰明	同 市上甲子園4—3—1	平成25年7月1日
松本歯科口腔外科クリニック	松本 理基	同 市里中町2—7—36	同 年8月1日
よしだ歯科クリニック	吉田 卓央	同 市小曾根町2丁目1—26 ザ・ロイヤルビル101号	同 年9月1日
あおばヒロ歯科クリニック	水尻 大希	同 市高松町19—9 プレミスト西宮北口206号	同 月4日

タキヤ建石薬局	タキヤ株式会社 代表取締役 石井 和正	同 市建石町2—41	平成25年8月1日
訪問看護ステーション 紙ふうせん	医療法人 新淡路病院 理事長 金藤 公人	洲本市上加茂7	同 年9月1日
すみれ薬局 芦屋店	有限会社 ファミリーユ 取締役 伊藤 寛	芦屋市船戸町1—29 芦屋駅西ビル6F	同
伊藤クリニック	医療法人社団 伊藤クリニッ ク 理事長 伊藤 嘉敏	伊丹市池尻一丁目169番地1	平成25年8月16日
あだち歯科口腔外科	足立 忠文	同 市松ヶ丘1丁目122番地	同 月26日
サン薬局 昆陽里店	株式会社 サン薬局 代表取締役 大久保 映伸	同 市池尻1丁目169番地3	同 月1日
ゴダイ薬局 竹野店	ゴダイ株式会社 代表取締役 浦上 晃之	豊岡市竹野町竹野2508—3	平成25年9月1日
よしおか内科クリニック	吉岡 東洋	加古川市尾上町口里814番34	同 月2日
フロンティア薬局 加古 川店	株式会社 フロンティア 代表取締役 重森 裕之	同 市神野町神野字大林190—5	同 月1日
あまのペインクリニック	天野 一暁	宝塚市中山寺1—14—16 キンダビル2 階	同
ハーモニー調剤薬局 中 山寺店	古跡 和子	同 市中筋4丁目8—27 中山寺駅前ビ ル1F	同
フロンティア薬局 高砂 店	株式会社 フロンティア 代表取締役 重森 裕之	高砂市荒井町日之出町4—5	同
すずらん薬局 川西店	株式会社 クカメディカル 代表取締役 宗本 美嘉子	川西市東畦野6丁目2番25号	平成25年8月1日
北条田仲病院	田仲 紀子	加西市北条町北条391—3	同 年7月4日
うめおか歯科クリニック	梅岡 利明	丹波市柏原町母坪427	同 年8月1日
フロンティア薬局 加東 店	株式会社 フロンティア 代表取締役 重森 裕之	加東市家原86—5	同 年9月1日
立岩医院	立岩 誠	神崎郡神河町寺前33—1	同 年8月23日
たんぼぼ調剤薬局 粟賀 店	有限会社 クリフ・ファーマ シー 代表取締役 藤田 佳典	同 郡同 町粟賀町378番3	同 年7月29日
アルカ福崎薬局	株式会社 ナガタ薬品 代表取締役 中島 康伸	同 郡福崎町南田原2938番地	同 年9月1日



**兵庫県告示第1185号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**たちばな土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	盛 重 力 哉	豊岡市森尾257番地
同	吉 岡 忠次朗	同 市三宅244番地
同	関 岡 俊 夫	同 市三宅955番地の2
同	谷 口 巖	同 市三宅1097番地の1
同	坪 内 幸 彌	同 市三宅285番地

同	岡 本 彰 雄	同	市森尾273番地
同	盛 重 恒 己	同	市森尾806番地の2
監 事	田 邊 雄 二	同	市森尾964番地
同	吉 岡 武 司	同	市三宅247番地
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	吉 岡 忠次朗	豊岡市三宅244番地	
同	坪 内 幸 彌	同 市三宅285番地	
同	関 岡 俊 夫	同 市三宅955番地の2	
同	岡 本 彰 雄	同 市森尾273番地	
同	盛 重 恒 己	同 市森尾806番地の2	
同	栗 原 安 信	同 市三宅1084番地	
同	黒 田 勉	同 市森尾955番地	
監 事	田 邊 雄 二	同 市森尾964番地	
同	吉 岡 武 司	同 市三宅247番地	



**兵庫県告示第1186号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成25年9月17日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村災害対策整備事業	神出岩岡地区（北新池）	平成25年10月1日から 同 月21日まで	神 戸 市 西 区 役 所



**兵庫県告示1187号**

平成13年兵庫県告示第548号の8（土石採取等遵守基準）の一部を次のように改正する。

平成25年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1の(7)中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改める。



**兵庫県告示第1188号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日  
平成25年9月9日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社A-net  
 主たる営業所の所在地 神戸市中央区加納町4丁目8番15号  
 代表者の氏名 赤田正行  
 許可番号 兵庫県知事許可(般-22)第115730号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し  
 (建築工事業に関する一般建設業の許可)

4 処分の原因となった事実

株式会社A-netの代表取締役は、平成25年2月22日に大阪簡易裁判所において、脅迫罪により罰金20万円の判決を受け、同年3月9日にその刑が確定した。  
 このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。



兵庫県告示第1189号

平成15年1月7日付け兵庫県指令中播(姫港)第951号で免許した、坊勢漁港内公有水面埋立について、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条ノ2第1項により、平成25年8月8日次のとおり変更を許可した。

平成25年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請者の所在地、名称及び代表者

所在地 姫路市安田四丁目1番地  
 名称 姫路市  
 代表者 姫路市長 石見利勝

2 埋立区域

(1) 変更前

ア 位置

(7) 全体

姫路市家島町坊勢字坊崎697番147の地先、姫路市家島町坊勢字奈座の浜745番、744番、743番、739番、753番、738番、735番、752番、734番、732番、731番、728番、751番、727番、724番、723番、720番、719番、717番、749番、716番、713番、748番、712番に接する護岸の地先、字坊崎697番5、697番4、字奈座の浜757番に接する護岸に接する国有海浜地先、及び字奈座の浜758番、759番、760番に接する護岸の地先公有水面

(1) 第1工区

姫路市家島町坊勢字坊崎697番147の地先公有水面

(1) 第2工区

姫路市家島町坊勢字坊崎697番147の地先、姫路市家島町坊勢字奈座の浜745番、744番、743番、739番、753番、738番、735番、752番、734番、732番、731番、728番、751番、727番、724番、723番、720番、719番、717番、749番、716番、713番、748番、712番に接する護岸の地先、字坊崎697番5、697番4、字奈座の浜757番に接する護岸に接する国有海浜地先、及び字奈座の浜758番、759番、760番に接する護岸の地先公有水面

イ 区域

(7) 全体

姫路市家島町坊勢島の坊勢港奈座奈6号防波堤灯台(北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒)を基点とし、次の各地点のうち①の地点からRの地点までを順次に結んだ線、Rの地点とSの地点とTの地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位(D.L.+1.81m)における公有水面と陸地との境界線、Tの地点とUの地点を結ぶ昭和49年3月22日付け兵庫県指令港第427号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+1.85mにより決定)、Uの地点からWの地点までを順次に結ぶ平成13年の秋分の満潮位(D.L.+1.81m)における公有水面と陸地との境界線とWの地点とAの地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位(D.L.+1.81m)における公有水面と奈1号防波堤との境界線により囲まれた区域

① 地点 坊勢港奈座奈6号防波堤灯台(北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒)から

58度48分8秒 281.69m の地点

② 地点 ①の地点から 326度7分2秒 5.07m の地点

③	地点	②	の地点から	56度 7分 2秒	0.50m	の地点
④	地点	③	の地点から	11度 7分53秒	1.76m	の地点
⑤	地点	④	の地点から	101度 7分53秒	4.00m	の地点
⑥	地点	⑤	の地点から	11度 7分53秒	18.13m	の地点
⑦	地点	⑥	の地点から	281度 7分53秒	4.00m	の地点
⑧	地点	⑦	の地点から	11度 7分53秒	0.72m	の地点
⑨	地点	⑧	の地点から	326度 7分48秒	0.66m	の地点
⑩	地点	⑨	の地点から	56度 7分48秒	4.00m	の地点
⑪	地点	⑩	の地点から	326度 7分48秒	46.35m	の地点
⑫	地点	⑪	の地点から	56度 7分48秒	1.30m	の地点
⑬	地点	⑫	の地点から	326度 7分48秒	162.16m	の地点
⑭	地点	⑬	の地点から	236度 7分48秒	1.70m	の地点
K	地点	⑭	の地点から	326度 7分48秒	23.85m	の地点
⑮	地点	K	の地点から	56度 7分48秒	59.20m	の地点
⑯	地点	⑮	の地点から	146度 7分48秒	1.90m	の地点
N	地点	⑯	の地点から	56度 7分48秒	58.98m	の地点
O	地点	N	の地点から	326度 7分48秒	5.30m	の地点
P	地点	O	の地点から	56度 7分48秒	2.42m	の地点
Q	地点	P	の地点から	146度 7分48秒	3.05m	の地点
R	地点	Q	の地点から	56度 7分48秒	37.81m	の地点
S	地点	R	の地点から	204度59分35秒	12.37m	の地点
T	地点	S	の地点から	189度 1分56秒	7.27m	の地点
U	地点	T	の地点から	174度44分56秒	263.82m	の地点
V	地点	U	の地点から	178度44分 8秒	7.44m	の地点
W	地点	V	の地点から	171度 3分28秒	6.75m	の地点

(イ) 第1工区

姫路市家島町坊勢島の坊勢港奈座奈6号防波堤灯台（北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒）を基点とし、次の各地点のうちAEの地点からRの地点までを順次に結んだ線及びRの地点からAEの地点までを結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L+1.81m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

AE	地点	坊勢港奈座奈6号防波堤灯台（北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒）から				
				28度45分 6秒	510.65m	の地点
AD	地点	AE	の地点から	236度 7分48秒	19.18m	の地点
AC	地点	AD	の地点から	144度34分47秒	2.20m	の地点
AB	地点	AC	の地点から	236度 7分48秒	11.10m	の地点
AA	地点	AB	の地点から	237度 8分53秒	24.20m	の地点
Z	地点	AA	の地点から	236度 7分48秒	60.00m	の地点
Y	地点	Z	の地点から	146度 7分48秒	17.80m	の地点
X	地点	Y	の地点から	236度 7分48秒	36.40m	の地点
K	地点	X	の地点から	326度 7分48秒	23.85m	の地点
⑮	地点	K	の地点から	56度 7分48秒	59.20m	の地点
⑯	地点	⑮	の地点から	146度 7分48秒	1.90m	の地点
N	地点	⑯	の地点から	56度 7分48秒	58.98m	の地点
O	地点	N	の地点から	326度 7分48秒	5.30m	の地点
P	地点	O	の地点から	56度 7分48秒	2.42m	の地点
Q	地点	P	の地点から	146度 7分48秒	3.05m	の地点
R	地点	Q	の地点から	56度 7分48秒	37.81m	の地点

(ロ) 第2工区

姫路市家島町坊勢島の坊勢港奈座奈6号防波堤灯台（北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒）を基点とし、次の各地点のうちAの地点からAEの地点までを順次に結んだ線、AEの地点とSの地点とTの

地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位 (D.L. +1.81m) における公有水面と陸地との境界線、Tの地点とUの地点を結ぶ昭和49年3月22日付け兵庫県指令港第427号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線 (D.L. +1.85mにより決定。)、Uの地点からWの地点までを順次に結ぶ平成13年の秋分の満潮位 (D.L. +1.81m) における公有水面と陸地との境界線とWの地点とAの地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位 (D.L. +1.81m) における公有水面と奈1号防波堤との境界線により囲まれた区域

①	地点	坊勢港奈座奈6号防波堤灯台 (北緯34度39分15秒、東経 134度30分36秒) から	58度48分 8秒	281.69m	の地点
②	地点	① の地点から	326度 7分 2秒	5.07m	の地点
③	地点	② の地点から	56度 7分 2秒	0.50m	の地点
④	地点	③ の地点から	11度 7分53秒	1.76m	の地点
⑤	地点	④ の地点から	101度 7分53秒	4.00m	の地点
⑥	地点	⑤ の地点から	11度 7分53秒	18.13m	の地点
⑦	地点	⑥ の地点から	281度 7分53秒	4.00m	の地点
⑧	地点	⑦ の地点から	11度 7分53秒	0.72m	の地点
⑨	地点	⑧ の地点から	326度 7分48秒	0.66m	の地点
⑩	地点	⑨ の地点から	56度 7分48秒	4.00m	の地点
⑪	地点	⑩ の地点から	326度 7分48秒	46.35m	の地点
⑫	地点	⑪ の地点から	56度 7分48秒	1.30m	の地点
⑬	地点	⑫ の地点から	326度 7分48秒	162.16m	の地点
Y	地点	⑬ の地点から	56度 7分48秒	34.70m	の地点
Z	地点	Y の地点から	326度 7分48秒	17.80m	の地点
AA	地点	Z の地点から	56度 7分48秒	60.00m	の地点
AB	地点	AA の地点から	57度15分40秒	24.20m	の地点
AC	地点	AB の地点から	56度 7分48秒	11.10m	の地点
AD	地点	AC の地点から	324度34分47秒	2.20m	の地点
AE	地点	AD の地点から	56度 7分48秒	19.18m	の地点
S	地点	AE の地点から	175度44分37秒	3.48m	の地点
T	地点	S の地点から	189度 1分56秒	7.27m	の地点
U	地点	T の地点から	175度44分56秒	263.82m	の地点
V	地点	U の地点から	178度44分 8秒	7.44m	の地点
W	地点	V の地点から	171度 3分28秒	6.75m	の地点

ウ 面積

(7) 全体

22,762.59平方メートル

(i) 第1工区

1,460.76平方メートル

(ii) 第2工区

21,301.83平方メートル

(2) 変更後

ア 位置

(7) 全体

姫路市家島町坊勢字坊崎697番147の地先、姫路市家島町坊勢字奈座の浜745番に接する護岸の地先、字奈座の浜720番、719番、717番、749番、716番、713番、748番、712番に接する護岸の地先、字坊崎697番5、697番4、字奈座の浜757番に接する護岸に接する国有海浜地先、及び字奈座の浜758番、759番、760番に接する護岸の地先公有水面

(i) 第1工区

変更なし

(ii) 第2工区

【区域A】

姫路市家島町坊勢字坊崎697番147の地先、姫路市家島町坊勢字奈座の浜745番に接する護岸の地先公

有水面

【区域B】

姫路市家島町坊勢字奈座の浜720番、719番、717番、749番、716番、713番、748番、712番に接する護岸の地先、字坊崎697番5、697番4、字奈座の浜757番に接する護岸に接する国有海浜地先、及び字奈座の浜758番、759番、760番に接する護岸の地先公有水面

イ 区域

(7) 全体

姫路市家島町坊勢島の坊勢港奈座奈6号防波堤灯台(北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒)を基点とし、次の各地点のうち㊸の地点からRの地点までを順次に結んだ線、Rの地点とSの地点とTの地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位(D.L.+1.81m)における公有水面と陸地との境界線、Tの地点と㊹の地点を結ぶ昭和49年3月22日付け兵庫県指令港第427号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+1.85mにより決定。)、㊹の地点から㊸の地点までを順次に結ぶ線及び㊸の地点と㊸の地点を結ぶ線により囲まれた区域

㊸ 地点 坊勢港奈座奈6号防波堤灯台(北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒)から

			39度41分17秒	314.62m	の地点
㊸	地点	㊸	の地点から	326度 7分48秒	126.58m の地点
㊹	地点	㊸	の地点から	236度 7分48秒	1.70m の地点
K	地点	㊸	の地点から	326度 7分48秒	23.85m の地点
㊺	地点	K	の地点から	56度 7分48秒	59.20m の地点
㊻	地点	㊺	の地点から	146度 7分48秒	1.90m の地点
N	地点	㊻	の地点から	56度 7分48秒	58.98m の地点
O	地点	N	の地点から	326度 7分48秒	5.30m の地点
P	地点	O	の地点から	56度 7分48秒	2.42m の地点
Q	地点	P	の地点から	146度 7分48秒	3.05m の地点
R	地点	Q	の地点から	56度 7分48秒	37.81m の地点
S	地点	R	の地点から	204度44分37秒	12.37m の地点
T	地点	S	の地点から	203度34分 9秒	7.27m の地点
㊼	地点	T	の地点から	165度 5分12秒	34.09m の地点
㊽	地点	㊼	の地点から	283度55分39秒	17.33m の地点
㊾	地点	㊽	の地点から	236度 7分48秒	3.26m の地点
㊿	地点	㊾	の地点から	326度 7分48秒	3.10m の地点
1	地点	㊿	の地点から	236度 7分48秒	56.72m の地点
2	地点	1	の地点から	146度 7分48秒	3.10m の地点
3	地点	2	の地点から	236度 7分48秒	1.62m の地点
4	地点	3	の地点から	146度 7分48秒	0.15m の地点
5	地点	4	の地点から	236度 7分48秒	3.10m の地点
6	地点	5	の地点から	146度 7分48秒	102.08m の地点
7	地点	6	の地点から	56度 7分48秒	3.10m の地点
8	地点	7	の地点から	146度 7分48秒	2.77m の地点
9	地点	8	の地点から	199度47分59秒	2.77m の地点
10	地点	9	の地点から	289度47分59秒	3.10m の地点
11	地点	10	の地点から	199度47分59秒	21.08m の地点
12	地点	11	の地点から	109度47分59秒	3.10m の地点
13	地点	12	の地点から	199度47分59秒	2.40m の地点
14	地点	13	の地点から	289度47分59秒	5.30m の地点
15	地点	14	の地点から	199度47分59秒	7.28m の地点
16	地点	15	の地点から	109度47分59秒	5.30m の地点
17	地点	16	の地点から	199度47分59秒	2.47m の地点
18	地点	17	の地点から	236度 7分48秒	2.98m の地点
19	地点	18	の地点から	326度 7分48秒	5.30m の地点

姫路市家島町坊勢島の坊勢港奈座奈6号防波堤灯台(北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒)を基点とし、次の各地点のうち①の地点から㊸の地点までを順次に結んだ線、㊸の地点とUの地点を結ぶ昭和49年3月22日付け兵庫県指令港第427号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+1.85mにより決定。)、Uの地点からWの地点までを順次に結ぶ平成13年の秋分の満潮位(D.L.+1.81m)における公有水面と陸地との境界線及びWの地点と①の地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位(D.L.+1.81m)における公有水面と奈1号防波堤との境界線により囲まれた区域

① 地点	坊勢港奈座奈6号防波堤灯台(北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒)から	58度48分 8秒	281.69m	の地点
② 地点	① の地点から	326度 7分 2秒	5.07m	の地点
③ 地点	② の地点から	56度 7分 2秒	0.50m	の地点
④ 地点	③ の地点から	11度 7分53秒	1.76m	の地点
⑤ 地点	④ の地点から	101度 7分53秒	4.00m	の地点
⑥ 地点	⑤ の地点から	11度 7分53秒	18.13m	の地点
⑦ 地点	⑥ の地点から	281度 7分53秒	4.00m	の地点
⑧ 地点	⑦ の地点から	11度 7分53秒	0.72m	の地点
⑨ 地点	⑧ の地点から	326度 7分48秒	0.66m	の地点
⑩ 地点	⑨ の地点から	56度 7分48秒	4.00m	の地点
㊵ 地点	⑩ の地点から	326度 7分48秒	42.63m	の地点
㊶ 地点	㊵ の地点から	56度 7分48秒	48.00m	の地点
㊷ 地点	㊶ の地点から	326度 7分48秒	4.00m	の地点
㊸ 地点	㊷ の地点から	56度 7分48秒	9.99m	の地点
U 地点	㊸ の地点から	186度12分22秒	71.30m	の地点
V 地点	U の地点から	178度44分 8秒	7.44m	の地点
W 地点	V の地点から	171度 3分28秒	6.75m	の地点

(i) 第1工区

変更なし

(ii) 第2工区

【区域A】

姫路市家島町坊勢島の坊勢港奈座奈6号防波堤灯台(北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒)を基点とし、次の各地点のうち㊴の地点からAEの地点までを順次に結んだ線、AEの地点とSの地点とTの地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位(D.L.+1.81m)における公有水面と陸地との境界線、Tの地点と㊵の地点を結ぶ昭和49年3月22日付け兵庫県指令港第427号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+1.85mにより決定。)、㊵の地点から㊴の地点までを順次に結ぶ線及び㊴の地点と㊴の地点を結ぶ線により囲まれた区域

㊴ 地点	坊勢港奈座奈6号防波堤灯台(北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒)から	39度41分17秒	314.62m	の地点
⑬ 地点	㊴ の地点から	326度 7分48秒	126.58m	の地点
Y 地点	⑬ の地点から	56度 7分48秒	34.70m	の地点
Z 地点	Y の地点から	326度 7分48秒	17.80m	の地点
AA 地点	Z の地点から	56度 7分48秒	60.00m	の地点
AB 地点	AA の地点から	57度15分40秒	24.20m	の地点
AC 地点	AB の地点から	56度 7分48秒	11.10m	の地点
AD 地点	AC の地点から	324度34分47秒	2.20m	の地点
AE 地点	AD の地点から	56度 7分48秒	19.18m	の地点
S 地点	AE の地点から	204度44分37秒	3.48m	の地点
T 地点	S の地点から	203度34分 9秒	7.27m	の地点
㊵ 地点	T の地点から	165度 5分12秒	34.09m	の地点
㊶ 地点	㊵ の地点から	283度55分39秒	17.33m	の地点
㊷ 地点	㊶ の地点から	236度 7分48秒	3.26m	の地点
㊸ 地点	㊷ の地点から	326度 7分48秒	3.10m	の地点

㉔	地点	㉔	の地点から	236度 7分48秒	56.72m	の地点
㉕	地点	㉕	の地点から	146度 7分48秒	3.10m	の地点
㉖	地点	㉖	の地点から	236度 7分48秒	1.62m	の地点
㉗	地点	㉗	の地点から	146度 7分48秒	0.15m	の地点
㉘	地点	㉘	の地点から	236度 7分48秒	3.10m	の地点
㉙	地点	㉙	の地点から	146度 7分48秒	102.08m	の地点
㉚	地点	㉚	の地点から	56度 7分48秒	3.10m	の地点
㉛	地点	㉛	の地点から	146度 7分48秒	2.77m	の地点
㉜	地点	㉜	の地点から	199度47分59秒	2.77m	の地点
㉝	地点	㉝	の地点から	289度47分59秒	3.10m	の地点
㉞	地点	㉞	の地点から	199度47分59秒	21.08m	の地点
㉟	地点	㉟	の地点から	109度47分59秒	3.10m	の地点
㊱	地点	㊱	の地点から	199度47分59秒	2.40m	の地点
㊲	地点	㊲	の地点から	289度47分59秒	5.30m	の地点
㊳	地点	㊳	の地点から	199度47分59秒	7.28m	の地点
㊴	地点	㊴	の地点から	109度47分59秒	5.30m	の地点
㊵	地点	㊵	の地点から	199度47分59秒	2.47m	の地点
㊶	地点	㊶	の地点から	236度 7分48秒	2.98m	の地点
㊷	地点	㊷	の地点から	326度 7分48秒	5.30m	の地点

【区域B】

姫路市家島町坊勢島の坊勢港奈座奈6号防波堤灯台（北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒）を基点とし、次の各地点のうち①の地点から㉔の地点までを順次に結んだ線、㉔の地点とUの地点を結ぶ昭和49年3月22日付け兵庫県指令港第427号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. + 1.85mにより決定。）、Uの地点からWの地点までを順次に結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L. + 1.81m）における公有水面と陸地との境界線及びWの地点と①の地点を結ぶ平成13年の秋分の満潮位（D.L. + 1.81m）における公有水面と奈1号防波堤との境界線により囲まれた区域

① 地点 坊勢港奈座奈6号防波堤灯台（北緯34度39分15秒、東経134度30分36秒）から

				58度48分 8秒	281.69m	の地点
②	地点	①	の地点から	326度 7分 2秒	5.07m	の地点
③	地点	②	の地点から	56度 7分 2秒	0.50m	の地点
④	地点	③	の地点から	11度 7分53秒	1.76m	の地点
⑤	地点	④	の地点から	101度 7分53秒	4.00m	の地点
⑥	地点	⑤	の地点から	11度 7分53秒	18.13m	の地点
⑦	地点	⑥	の地点から	281度 7分53秒	4.00m	の地点
⑧	地点	⑦	の地点から	11度 7分53秒	0.72m	の地点
⑨	地点	⑧	の地点から	326度 7分48秒	0.66m	の地点
⑩	地点	⑨	の地点から	56度 7分48秒	4.00m	の地点
㉕	地点	⑩	の地点から	326度 7分48秒	42.63m	の地点
㉖	地点	㉕	の地点から	56度 7分48秒	48.00m	の地点
㉗	地点	㉖	の地点から	326度 7分48秒	4.00m	の地点
㉘	地点	㉗	の地点から	56度 7分48秒	9.99m	の地点
U	地点	㉘	の地点から	186度12分22秒	71.30m	の地点
V	地点	U	の地点から	178度44分 8秒	7.44m	の地点
W	地点	V	の地点から	171度 3分28秒	6.75m	の地点

ウ 面積

- (7) 全体  
11,795.53平方メートル
- (f) 第1工区  
変更なし
- (g) 第2工区

10,334.77平方メートル

3 埋立地の用途

- (1) 変更前  
漁港施設用地及び漁村再開発施設用地
- (2) 変更後  
漁港施設用地



兵庫県告示第1190号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神南県民局長から報告があった。

平成25年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時  
平成25年10月9日（水）午前10時から午前11時まで
- 2 場所  
西宮市櫛塚町2-28 兵庫県西宮庁舎 4階会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 有限会社阪神住宅サービス  
代表者氏名 池田百恵  
事務所所在地 尼崎市竹谷町一丁目20番地  
免許番号 兵庫県知事(9)第201104号  
免許年月日 平成23年6月10日



兵庫県告示第1191号

景観の形成等に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第48号）第22条の9の規定による広域景観の形成が特に必要な区域を次のとおり定め、平成25年10月1日から施行する。

平成25年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

広域景観の形成が特に必要な区域  
風景型広域景観形成地域

広域景観形成地域の名称	広域景観の形成が特に必要な区域
円山川下流地域	1 次に掲げる河川の河川区域及びその境界線から100メートル以内の区域 (1) 円山川 (2) 出石川 (3) 飯谷川（塩入橋から上流部を除く。） 2 次に掲げる道路及びその路端から100メートル以内の区域 (1) 国道178号 (2) 国道312号 (3) 国道426号 (4) 国道482号 (5) 県道宮津養父線 (6) 県道豊岡瀬戸線 3 次に掲げる鉄道の線路及びその路端から100メートル以内の区域 (1) 西日本旅客鉄道株式会社山陰本線 (2) 北近畿タンゴ鉄道株式会社宮津線 4 但馬空港の区域及びその境界線から100メートル以内の区域並びに県道但馬空港線の道路及びその路端から100メートル以内の区域

西播磨海岸地域	1 海岸線（海面が最高水面に達したときの陸地と海面との境界をいう。以下同じ。）から100メートル以内の区域 2 国道250号及びその路端から100メートル以内の区域
但馬海岸地域	1 海岸線から100メートル以内の区域 2 次に掲げる道路及びその路端から100メートル以内の区域 (1) 国道178号 (2) 県道日高竹野線 (3) 県道豊岡瀬戸線 (4) 県道香住村岡線 (5) 県道香美久美浜線 (6) 県道浜坂井土線 3 西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の線路及びその路端から100メートル以内の区域

沿道型広域景観形成地域

広域景観形成地域の名称	広域景観の形成が特に必要な区域
国道312号沿道地区	次に掲げる道路及びその路端から100メートル以内の区域 (1) 国道312号の神崎郡神河町と朝来市の行政境から豊岡市元町地内立野橋交差点までの区間 (2) 県道豊岡瀬戸線



兵庫県告示第1192号

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。

平成25年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1の表風景形成地域（条例第4条第1項第2号）の款を次のように改める。

広域景観形成地域（条例第4条第1項第2号）	景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された円山川下流地域風景型広域景観形成地域のうち、次の区域 (1) 豊岡市の用途地域の区域 (2) 豊岡市日高町の一部の区域	豊岡市
	景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された但馬海岸地域風景型広域景観形成地域のうち、次の区域 (1) 香美町香住区の県道香住村岡線の路端から100メートル以内の区域。ただし、(2)に掲げる区域を除く。 (2) 香美町香住区の「集落景観領域（集落市街地区域）」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の北の区域。ただし、町道下浜206号線から西150メートルを超える区域及び一般国道178号の矢田橋から町道下浜206号線との交点までの区間の西150メートルを超える区域を除く。 (3) 香美町香住区の「集落景観領域（但馬海村区域）」のうち、同区沖浦字ツルベバナの区域 (4) 新温泉町の「集落景観領域（集落市街地区域）」のうち、一般国道178号の路端から100メートル以内の区域、県道浜坂井土線の路端から100メートル以内の	香美町 新温泉町

	<p>区域及び県道竹田指杭線の県道浜坂井土線との交点から一般国道178号との交点までの区間の路端から100メートル以内の区域</p> <p>(5) 新温泉町の「集落景観領域（集落市街地区域）」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線から北で岸田川から西の区域。ただし、(4)に掲げる区域及び次に掲げる区域を除く。</p> <p>ア 一般国道178号の福富橋から県道浜坂停車場線との交点までの区間の北100メートルを超える区域</p> <p>イ 県道浜坂停車場線の町道浜坂清富線との交点から一般国道178号との交点までの区間の北200メートルを超える区域</p> <p>ウ 町道浜坂清富線の起点から町道浜坂第31号線の交点までの区間の東200メートルを超える区域</p> <p>エ 味原川の大正橋から岸田川合流点までの区間の東の区域</p> <p>オ 県道浜坂港浜坂停車場線の起点から県道三尾浜坂線との交点までの区間の西300メートルを超える区域</p>	
	<p>景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された国道312号沿道地区沿道型広域景観形成地域のうち、次の区域</p> <p>(1) 次の区間並びにこれらの路端から1,000メートル以内の区域</p> <p>ア 朝来市立野地内国道429号と国道312号との交点から朝来市多々良木地内市道多々良木2号線との交点まで</p> <p>イ 朝来市和田山町加都地内加都交差点から朝来市と養父市の行政境まで</p> <p>(2) 豊岡市の用途地域の区域</p> <p>(3) 豊岡市日高町の一部の区域</p>	<p>豊岡市 朝来市</p>

1の表に備考として次のように加える。

備考 広域景観形成地域(条例第4条第1項第2号)の款の関係図書は、豊岡市役所において縦覧に供する。

2(1)表6の(3)の款を次のように改める。

<p>6 の (3)</p>	<p>鳥取豊岡宮津自動車道(香住道路・余部道路・東浜居組道路)</p>	<p>第1種禁止地域等</p>	<p>佐津インターチェンジ</p>	<p>余部インターチェンジ</p>	<p>路端から1,000メートル以内の区域(県道香住村岡線、県道三川下岡線のうち国道178号との交点から町道佐津下岡線の交点まで及び町道佐津下岡線の各路端から100メートル以内の景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指</p>	<p>佐津インターチェンジ</p>	<p>余部インターチェンジ</p>	<p>路端から1,000メートル以内の区域(禁止地域等の区域を除く。)</p>	<p>香美町</p>
------------------------	-------------------------------------	-----------------	-------------------	-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------	-------------------	-----------------------------------------	------------

				定された但馬海岸地域風景型広域景観形成地域の香美町香住区「集落景観領域（集落市街地区）」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の北の区域を除く。）				
		居組インターチェンジ	鳥取県境	路 端 から 1,000 メートル以内の区域				新温泉町

6の表を次のように改める。

番号	種 別	地 域 又 は 場 所	関係市町
1	第2種禁止地域等	佐用町歴史的環境保存条例（昭和58年佐用町条例第19号）第7条第1項の規定により指定された歴史的環境区域	佐 用 町
2	第2種禁止地域等	景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により篠山市が定める景観計画に指定された丹南篠山口IC周辺地区、篠山市城下町地区及び篠山市上立杭地区の区域	篠 山 市
3	第2種禁止地域等	篠山市のうち、今田町本荘、今田町今田、今田町荻野分、今田町佐曾良新田、今田町今田新田、今田町市原、今田町芦原新田、今田町辰巳、今田町上小野原、今田町下小野原、今田町休場、北、野中、小枕、真南条上、真南条中、真南条下、栗栖野、不来坂、住山、古市、波賀野新田、見内、波賀野、当野、矢代新、南矢代、東新町、西新町、南新町、河原町、立町、池上、糯ヶ坪、京町、渋谷、小多田、殿町、西八上、八上下、八上内、般若寺、和田、大淵、大上、畑宮、菅、瀬利、今谷、野間、新荘、大熊、沢田、大谷、日置、上宿、野々垣、西荘、八上上、井ノ上、北島、畑井、宮ノ前、畑市、小中、辻、曾地口、泉、倉谷、佐貫谷、春日江、福住、川原、本明谷、安口、西野々、下原山、中原山、奥原山、安田、藤之木、二之坪、箱谷、小野新及び小野奥谷の区域（多紀連山県立自然公園、猪名川溪谷県立自然公園及び景観法第8条第1項の規定により篠山市が定める景観計画に指定された篠山市城下町地区の区域を除く。）	篠 山 市
4	第2種禁止地域等	景観法第8条第1項の規定により豊岡市が定める景観計画に指定された出石城下町景観形成重点地区及び城崎温泉景観形成重点地区の区域（商業地域の区域を除く。）	豊 岡 市

5	第2種禁止地域等	景観法第8条第1項の規定により朝来市が定める景観計画に指定された竹田景観形成地区、口銀谷景観形成地区、太盛景観形成地区及び奥銀谷景観形成地区の区域	朝 来 市
---	----------	---------------------------------------------------------------------------	-------



**兵庫県告示第1193号**

平成19年兵庫県告示第988号の2（空地利用等景観基準）の一部を次のとおり改正し、平成25年10月1日から施行する。

平成25年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改める。

2 中「第22条の9」を「第22条の13」に、「風景形成基準」を「広域景観形成基準」に改める。

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市曾根町字中濱2787番1、2788番1、2788番2の一部、2787番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市百合丘30番地の2  
三幸殖産株式会社 代表取締役 福 島 順 史
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成24年11月22日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－20号（24高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市曾根町字北山ノ下1111番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市東神吉町神吉883番地の2  
有限会社エステートフルヤ 代表取締役 古 屋 智 浩
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成25年3月6日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－30号（24高砂）

**病 院 局 公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年10月1日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立がんセンター院長 足立 秀治

## 1 調達内容

## (1) 購入物品及び数量

全身用コンピュータ断層撮影装置 一式

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

平成26年2月28日（金）

## (4) 納入場所

兵庫県立がんセンター 明石市北王子町13番70号

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第26号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒673-8558 明石市北王子町13番70号

兵庫県立がんセンター総務部経理課

電話 (078) 929-1151

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

平成25年10月1日（火）から同月16日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成25年11月13日（水）午前10時30分 兵庫県立がんセンター 本館2階大会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年11月12日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年11月11日（月）午後4時までに入札しなければならぬ。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならぬ。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成25年10月16日（水）午後4時まで前記3(1)の場所に提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年11月20日（水））までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。  
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者  
サ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要作成
- (8) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

- Dr. Adachi, Director of Hyogo Cancer Center
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Computer tomograph for whole bodies, 1 set
- (3) Delivery period:  
February 28, 2014
- (4) Delivery place: Hyogo Cancer Center
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 October 16, 2013
- (6) Deadline for tender:  
17:00 November 12, 2013 by mail  
10:30 November 13, 2013 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:  
Accounting Division, Hyogo Cancer Center  
13-70, Kitaoji-cho, Akashi, Hyogo 673-8558  
TEL (078)929-1151

### 警察本部公告

#### 入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年10月1日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩川 実喜夫

#### 1 調達内容

- (1) 調達内容  
交通規制総合管理システム一式（賃貸借）
- (2) 仕様  
契約担当者が示す仕様のとおり
- (3) 契約期間  
平成26年4月1日（火）から平成31年3月31日（日）まで
- (4) 履行場所及び仕様  
兵庫県警察本部が指定する場所
- (5) 入札方法

上記(1)の調達について単価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 白石

電話 (078) 341-7441 内線2252

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年10月1日(火)から同月15日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年11月12日(火) 午前10時30分 兵庫県警察本部 4階入札室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年11月11日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年11月11日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

免除

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成25年10月15日(火)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成25年11月19日(火))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった

者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

The Regulation of Traffic Synthesis Management System, 1 set

(3) Trust period:

From April 1, 2014 through March 31, 2019

(4) Trust place:

The place that Hyogo Prefectural Police H.Q. assigns

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 October 15, 2013

(6) Deadline for tender:

17:00 November 11, 2013 by mail

11:30 November 12, 2013 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Shiraishi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2252